

議案第32号

福津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正することについて

福津市立幼稚園条例施行規則(平成17年福津市教育委員会規則第16号)は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則を制定する。

令和7年7月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

市立神興幼稚園は、小学校、大学、地域と連携して教育の質をあげていくという役割を担っており、幼稚園教育要領に明示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を保障する教育・保育の指標となるモデルを示す市の幼児教育推進の中核になっていく必要がある。

幼児の発達において、3歳児は集団の中で仲間との遊びを求め、基本的な生活習慣と道徳性の基礎が築かれる重要な年齢である。核家族化と少子化の進む今日、3歳児保育の導入は、子どもの発達の保障のために重要な役割を担っている。神興幼稚園が実施したニーズ調査によっても、保護者からの3歳児保育への切実な要望が明らかとなっている。3歳児で経験した遊びを通しての学びは、4歳児、5歳児の育ちや学びの充実につながる。従って、幼小の学びの接続の観点からも、3歳児保育の導入は意義のあることである。

以上のことから、神興幼稚園において、国の示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実現し、市の幼児教育全体の資質向上に寄与するため、令和8年度から3歳児保育を開始し、2年保育より教育的効果の高い3年保育を実施するため、福津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
(令和7年7月23日福津市教育委員会規則第 号)

福津市立幼稚園条例施行規則(平成17年福津市教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「有するもので」を「有し」に、「満4歳から」を「満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した」に改める。

第3条中「教育委員会」を「福津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第4条中「福津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「教育委員会」に改める。

第6条第2項中「1学級」を「1学年」に、「幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第3条の規定により」を削り、「30人」を「30人以下」に改める。

第7条中「2年」を「3年」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福津市立幼稚園条例施行規則(平成17年福津市教育委員会規則第16号)新旧対照表

新	旧
<p>(入園の資格)</p> <p>第2条 幼稚園に入園することができる者は、福津市に住所を有し、<u>満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。ただし、過年度において、市立幼稚園に係る料金等の滞納がある世帯の幼児は、入園の資格を有しないものとする。</u></p> <p>(入園)</p> <p>第3条 幼児を入園させようとするときは、保護者は、入園申込書(様式第1号)を園長を通じて、<u>福津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>(幼児の募集及び選抜)</p> <p>第4条 幼稚園の幼児の募集及び選抜に關して必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定め、毎年これを告示するものとする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(学級の編制)</p> <p>第6条 幼稚園の学級は、園長が編制する。</p> <p>2 前項に規定する学級は、<u>学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制し、1学年の幼児数は、30人以下とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(保育年限)</p> <p>第7条 幼稚園の保育年限は、<u>3年以内とする。</u></p>	<p>(入園の資格)</p> <p>第2条 幼稚園に入園することができる者は、福津市に住所を有する<u>もので、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。ただし、過年度において、市立幼稚園に係る料金等の滞納がある世帯の幼児は、入園の資格を有しないものとする。</u></p> <p>(入園)</p> <p>第3条 幼児を入園させようとするときは、保護者は、入園申込書(様式第1号)を園長を通じて、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(幼児の募集及び選抜)</p> <p>第4条 幼稚園の幼児の募集及び選抜に關して必要な事項は、<u>福津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が定め、毎年これを告示するものとする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(学級の編制)</p> <p>第6条 幼稚園の学級は、園長が編制する。</p> <p>2 前項に規定する学級は、<u>学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制し、1学級の幼児数は、幼稚園設置基準(昭和三十二年文部省令第32号)第3条の規定により、30人とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(保育年限)</p> <p>第7条 幼稚園の保育年限は、<u>2年以内とする。</u></p>

福津市立神興幼稚園における3歳児保育導入に伴う改正内容（案）

【改正概要】

令和8年度4月からの3歳児保育を開始に向け、入園の資格、学級の編成等の規定を改正する。
 なお、3年保育とすることに伴い、表1のとおり定員・学級編成等を変更する。

○表1. 令和8年度からの定員等(案)

	5歳児			4歳児			3歳児			計		
	学年	学級	学級数	学年	学級	学級数	学年	学級	学級数	学年	学級	学級数
変更前	—	30人	2学級	—	30人	2学級	—	—	—	—	30人	4学級
変更後	30人 以下	—	1学級	30人 以下	—	1学級	30人 以下	—	2学級	90人 以下	—	4学級

※令和8年度は3、4歳共に新入園児となる。そこで、令和8年度のみ3歳児を15人1学級とする予定。

【参考】直近5年間の児童数の推移

	5歳児	4歳児	計
令和3年度	24人	17人	41人
令和4年度	19人	16人	35人
令和5年度	19人	14人	33人
令和6年度	15人	15人	30人
令和7年度	15人	11人	26人

議案第33号

福津市立小中学校給食費の改定に係る諮問について

福津市学校給食委員会に別紙のとおり諮問する。

令和7年7月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

令和6年10月28日の福津市学校給食委員会において、児童生徒に栄養バランスのとれた安全安心な学校給食を安定的に提供していく為にも、令和8年4月からの学校給食費の見直しは、令和7年度に行うべきと答申があった。よって、福津市立小中学校給食費の改定について諮問したいので、教育委員会の議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

案

福教学第 号
令和 年 月 日

福津市学校給食委員会会長 様

福津市教育委員会

福津市立小中学校給食費の改定について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1. 諮問事項

福津市立小中学校の給食費の見直しについて

2. 諮問理由

令和6年10月28日の福津市学校給食委員会において、児童生徒に栄養バランスのとれた安全安心な学校給食を安定的に提供していく為にも、令和8年4月からの学校給食費の見直しは、令和7年度に行うべきと答申があったため。

議案第34号

福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱について

別紙の者を福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーに委嘱する。

令和7年7月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

福津市立学校のコミュニティ・スクール推進体制の構築や取組みの充実を図り、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の一体的推進を進めるため、福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱に関する要綱（令和4年福津市教育委員会告示第1号）第3条の規定に基づき福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーを委嘱する。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考

○福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱に関する要綱（抄）
（委嘱）

第3条 CSアドバイザーは、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入及び実践に携わった実績を有し、適任と認める者の中から教育委員会
が委嘱する。

福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザー（案）

氏名	フリガナ	任期
森 保之	モリ ヤスユキ	令和7年7月23日から令和8年3月31日

教育委員会スケジュール(実績)

月日	曜	事 項	時間	場 所	委員	教育長
6月24日	火	社会を明るくする運動宗像地区推進委員会	10:00	宗像市役所		原尻理事
		管内教育長会議	14:00	オンライン		原尻理事
6月27日	金	庁議	13:00	庁議室		○
6月28日	土	保護司研修会	18:00	メイトム宗像		○
6月30日	月	議会最終日	9:30	議場		○
7月1日	火	街頭啓発運動	7:30	JR福岡駅前		○
7月2日	水	若年教員研修1年目授業研修	13:30	津屋崎小学校		○
7月3日	木	学校説明会	16:00	福岡東中学校		○
7月4日	金	みらうみプロジェクト発会式	15:30	水産高校		○
		神興幼稚園お泊り会	17:00	神興幼稚園		○
7月5日	土	郷育カレッジ開講式	13:00	福津市中央公民館	○	宮原部長
7月7日	月	中学生スポーツ文化推進協議会	18:00	図書館2階 研修室1		○
7月8日	火	幼稚園訪問(神興幼稚園)	9:00	神興幼稚園	○	○
		文化財保護審議会	13:30	庁議室		○
7月11日	金	宗像地区人権・同和教育実践交流会実行委員会	10:00	宗像市役所		○
7月14日	月	庁議	9:00	庁議室		○
		市町村教育委員会教育長会議	16:00	オンライン		○
		新設小学校開校準備委員会	19:00	本館2階 大会議室		○
7月16日	水	福岡地区不祥事防止対策推進委員会	15:30	福岡教育事務所		○
		管内教育長会議	16:00	福岡教育事務所		○
7月20日	日	津屋崎祇園山笠	9:00	津屋崎千軒		○
		ミヤジック高校生バンドバトル(1日目)	10:00	宮地嶽神社		○
7月21日	月	ミヤジック高校生バンドバトル(2日目)	10:00	宮地嶽神社		○
		原水爆禁止国民平和行進	15:20	市役所 正面玄関前		○
7月23日	水	令和7年福津市教育委員会第7回定例会	9:30	図書館2階 研修室1	○	○

教育委員会スケジュール(予定)

月日	曜	事 項	時間	場 所	委員	教育長
7月25日	金	市教頭研修会	9:00	図書館2階 研修室1		○
		学校給食衛生管理に係る説明会(二部制)	10:00 13:30	福津市中央公民館		○
7月28日	月	庁議	9:00	庁議室		○
7月30日	水	部活動地域展開研修会	9:00	福津市中央公民館		○
7月31日	木	福津市学校給食会料理コンクール	9:00	ふくとびあ		○
8月1日	金	福岡地区小学校長会総会・研究大会(宗像大会)	13:15	福岡リーセントホテル		○
8月5日	火	古賀高等学校組合教育委員会	16:00	古賀市役所	農崎委員	○
8月7日	木	福岡県市町村教育委員会連絡協議会教育長研修会	13:00	ユメニティのおがた		○
8月8日	金	庁議	9:00	庁議室		○
		宗像地区出向者の会	18:30	福津市内	○	○
8月18日	月	宗像医師会西部会納涼会	19:10	福津市内		○
8月19日	火	宗像地区教育関係者合同研修会	13:00	福岡教育大学		○
8月20日	水	令和7年福津市教育委員会第8回定例会	9:30	別館1階 大ホール	○	○
		世界遺産保存活用協議会	15:00	福岡県庁		○
8月21日	木	九州地区市町村教育委員会連合会の総会並びに研修大会	13:00	シーハットおおむら	田中委員	
8月22日	金	九州地区市町村教育委員会連合会の総会並びに研修大会	9:00	長崎県内	田中委員	
		宗像区退職小学校長会・現職小学校長会合同研修会	15:30	ふくとびあ		○
8月23日	土	宗像地区「同和」教育研究集会	12:40	日本赤十字九州国際看護大学		○
8月26日	火	市校園長研修会	9:00	別館1階 大ホール	○	○
		庁議	13:30	庁議室		○

9月の教育委員会定例会は9月29日(月)9:30~の予定です。宜しくお願いします。